

令和7年度

会津若松市重層的支援体制整備事業実施計画

(案)

令和7年 月
会 津 若 松 市

はじめに

少子高齢化、人口減少、未婚・晩婚化等により、家族や地域コミュニティの機能など社会環境が変化するなかで、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）が改正され、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援等について、地域一体で実施などを柱とする重層的支援体制整備事業が、令和3年4月より国において始まりました。

社会保障制度では、これまで、介護、障がい、子育て、生活困窮の各法に基づいて、それぞれの相談窓口や関係機関等において専門的な支援を充実させてきました。

しかしながら、いわゆる8050問題（※1）やダブルケア（※2）、ヤングケアラー（※3）、ひきこもり（※4）などのように複数の課題が複雑に絡み合っている世帯、既存の制度での支援も難しく狭間にあるニーズ等、従来の支援体制では支援が十分に行き届かない事例が顕在化している状況にもあります。

また、社会的な孤立を背景として、さまざまな課題を抱えながらも必要な支援が行き届かないことで状況が深刻化する事例も増加傾向にあります。

本市においては、このような状況を踏まえ、令和5年度から国が定めた重層的支援体制整備事業を実施するための移行準備事業を開始しました。国の重層的支援体制整備事業として必須事業である「多機関協働事業」をはじめ、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、令和6年度からは「参加支援事業」を開始しました。

令和7年4月から実施する本市の重層的支援体制整備事業については、各種団体、専門職、支援機関、地域住民等がこれまでの取組を推進するとともに包括的な支援体制を構築してまいります。当該事業の取組により、相談・支援体制の充実した住民参画による地域づくりを推進し、『第2期会津若松市地域福祉計画・地域福祉活動計画（計画期間：令和3年度～7年度）（以下「第2期地域福祉計画」という。）』に掲げる「みんなが活躍できる地域づくり」「みんなで支え合う地域づくり」「みんなが安心して暮らせる地域づくり」の基本目標に向けて、地域福祉の推進に取り組めます。

※1 8050問題

ひきこもり生活を続けるなどして、安定した収入がないまま50歳近くに達した子と80歳近くとなった親の世帯。養い続けていた親が年齢のため就労が困難となり、親なき後は周囲からの孤立・困窮に追い込まれるといった社会問題。

※2 ダブルケア

若い世代が子育てと介護を同時に行うこと。

※3 ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

※4 ひきこもり

様々な要因の結果として社会参加を回避し、6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象。

1 重層的支援体制整備事業の概要

(1) 国の重層的支援体制整備事業とは

国においては、社会福祉法を改正して令和3年度に事業を創設。背景として8050問題やヤングケアラーなどの複雑化・複合化した地域生活課題や制度の狭間により支援が難しい世帯など、これまでの介護、障がい、子ども子育て、生活困窮の単独の福祉制度では円滑な相談・支援が困難なニーズに対応する。

市町村においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、

○相談支援

(属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)

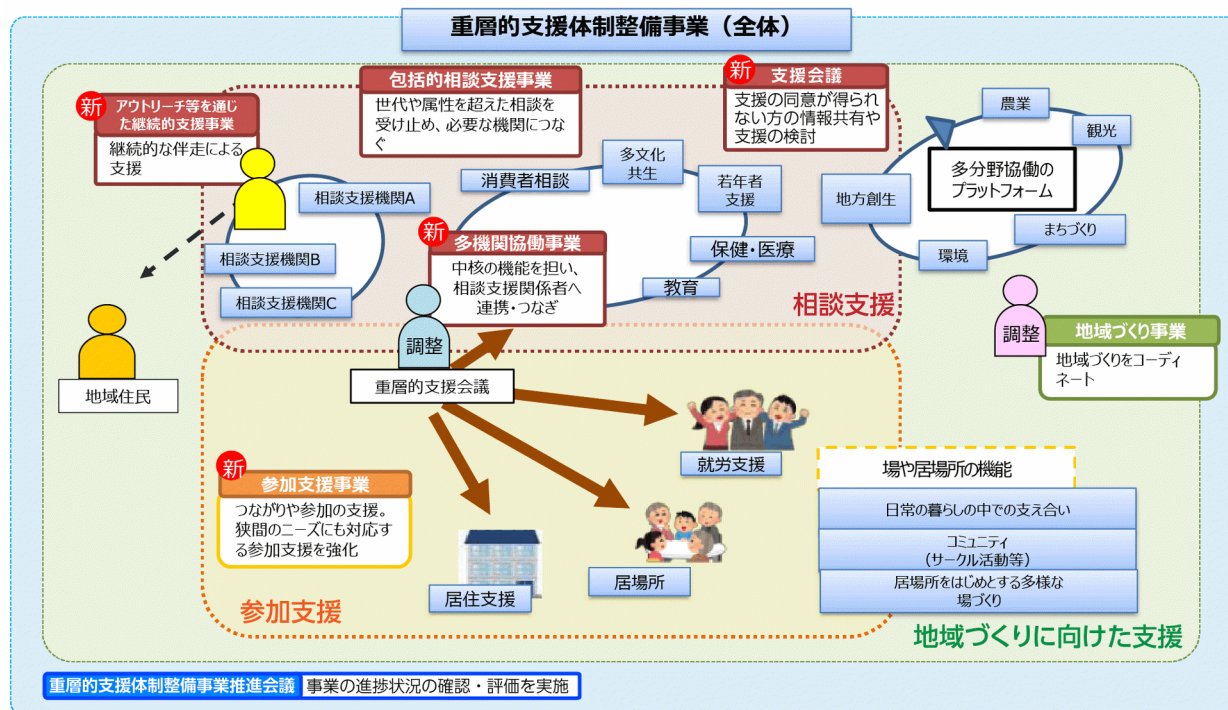
○参加支援

○地域づくりに向けた支援

を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設する。

新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等については、一体的に執行できるよう交付金を交付する。

【重層的支援体制整備事業の概要】～厚生労働省地域共生社会のポータルサイトより抜粋～



(2)個別事業（必須事業）

国が示す「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一層効果的、円滑に実施するために、本市においては、各福祉分野における既存の事業を①包括的相談支援事業及び②地域づくり事業に位置づけ、新たに③多機関協働事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び⑤参加支援事業に対応することで機能を強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

① 包括的相談支援事業

各相談窓口において、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず相談を幅広く受け止め、多機関の協働をコーディネートするなど支援機関全体で支援に取り組む。

②地域づくり事業

世代や属性を超えて交流できる多様な場や居場所の確保、多分野のプラットフォーム形成など交流・参加・学びの機会を生み出すためのコーディネートなどを通じて、地域福祉活動の活性化や多様な活動が生まれやすい環境整備を行う。

③多機関協働事業

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、支援機関等の役割分担や支援の方向性を定めるコーディネートを行うなど、包括的な支援体制を構築できるように支援する。

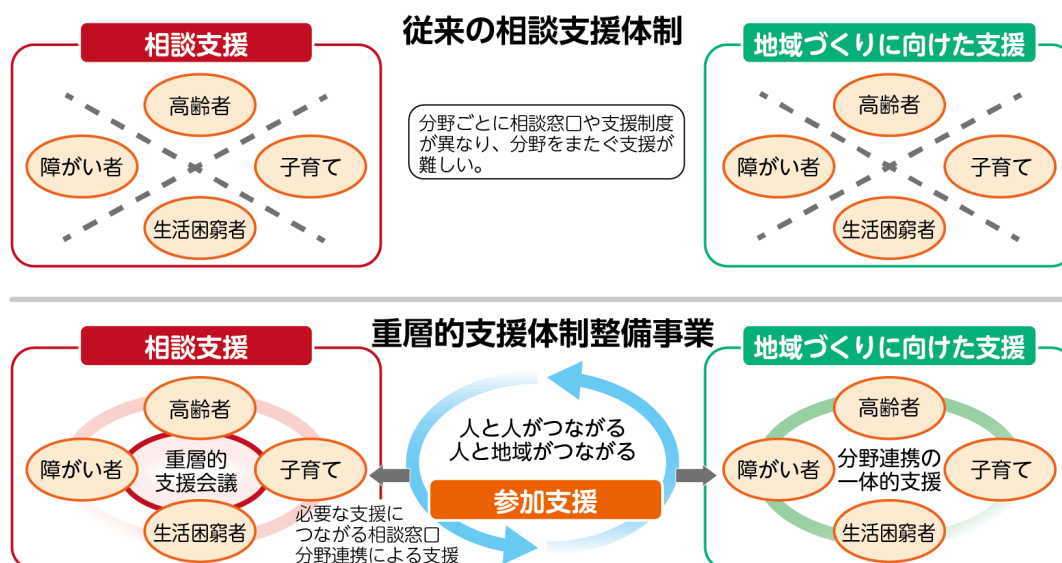
④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複雑化・複合化した地域生活課題を抱えながらも支援が届いていない潜在的相談者の支援に向けて、地域や支援機関等との連携による相談者の把握、信頼関係の構築を図りながら支援する。

⑤参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない地域生活課題を抱えた方を対象に、地域の社会資源や支援メニューとコーディネートをして、社会とのつながりづくりに向けた支援に取り組む。

【従来の相談支援体制と重層的支援体制の比較】



2 重層的支援体制整備事業実施計画策定の趣旨

(1) 計画の位置づけ

この計画は、法第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画として、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制、実施内容等を定めるものです。

また、福祉分野における上位計画である、第2期地域福祉計画との整合性を図ります。

(2) 計画期間

第2期地域福祉計画の計画期間に合わせ、令和7年度の単年度とします。

(3) 策定方法

会津若松市重層的支援体制整備事業移行検討会議での検討内容を踏まえ市で策定します。

3 本市における現状

本市においては、人口減少が進むとともに、地域とのつながりや関わりを持つことが困難な世帯が増えているのではないかと懸念されていることもあり、支援が必要な相談者や世帯の情報の共有のあり方や地区における連絡体制の必要性などの声も聞かれています。

加えて地域住民の高齢化等による地域の行事の減少と相まって、地域での結びつきが以前よりも希薄化しており、新たな形でお互いが支え合う地域を目指していくことが求められる一方で、地域を支えていく人材のなり手不足も課題となっています。

また、これまで寄せられた相談内容には、コロナ禍による福祉サービスの制限や縮小の影響などもあり、介護、子育て、障がい児者の支援のほか、家庭の経済的困窮、社会的孤立等が複雑に絡み合い、世帯内で支えている方が精神的に疲弊している状況も見られています。

このような状況からも、これまでの既存のサービスに加え、様々な支援が求められていると同時に、地域包括支援センター、障がい者相談窓口などの支援機関等のさらなる連携とともに、地域の様々な資源を有機的に結び付けていくことが必要とされています。

4 重層的支援体制整備事業に関する基本方針

『第2期地域福祉計画』の基本理念である「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」のもとで、福祉の分野ごとに次の計画を策定し、それぞれ基本方針・目標を定めています。

本市の重層的支援体制整備事業は、新たに事業推進のための組織等を整備するのではなく、支援機関等が既存の取組を活用して、属性を問わない相談体制を整備するものです。実施体制は、既存の各分野の拠点の機能は変更せず、関係する支援機関で連携を図ることを基本とするものです。

また、横断的に分野ごとの方針・目標との整合性を図りながら、『第2期地域福祉計画』に位置づけた、普段の生活の中においてお互いさまの気持ちで地域の人がつながる「会津若松市版包括ケアシステム」の実現に向けた重点的取組として、相談・支援体制の充実した地域づくり、住民参画による地域づくりなどを具現化する事業として、重層的支援体制整備事業に取り組むものです。

- 『会津若松市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画』
(計画期間：令和6年度～8年度)
- 『第4次会津若松市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画』
(計画期間：令和6年度～11年度)
- 『会津若松市こども計画』(※令和6年度策定予定)
(計画期間：令和7年度～11年度)

5 重点的に取り組む事項

令和5年度に実施した「地域福祉実態調査アンケート」において、課題を持つ方が行政や専門機関等に相談したものの、つながっていない割合が高い状況にありました。

また、ひきこもりは外部からは把握しにくく、社会復帰に向けては支援機関が連携した継続的な支援が重要となります。

このような状況等を踏まえ、重層的支援体制整備事業においては「断らない相談支援と伴走型支援」及び「ひきこもりに対する支援」について、重点的な事業として取り組みます。

(1) 断らない相談支援と伴走型支援

庁内外の相談窓口が、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず相談を幅広く受け止め、断らない相談支援を実施します。

これまでは、分野ごとに研修や情報交換会をはじめ、事例の検討などを通して専門性等の向上に取り組んできたところですが、重層的支援体制整備事業においては、複雑化・複合化した地域生活課題の解決に向けて、分野横断的な研修等の機会の提供に努めていきます。

また、制度やサービスによる解決が困難な場合も、継続的につながり続けることで、課題を整理し、本人の生きる力を引き出していく伴走型支援を行います。

(2) ひきこもりに対する支援

平成30年度から会津若松市ひきこもり支援連携会議を開催し、会津保健福祉事務所など関係機関との連携を図り、ひきこもり状態にある方やその家族の支援に取り組んでいます。

社会問題化しているひきこもりに対する相談支援については、早期の相談や支援が求められていることから引き続き重点的に取り組みます。

具体的には、本人や家族等からの相談をはじめ、それぞれの状況を踏まえた関係性を築くことが大切であります。本人の希望に応じた社会資源の情報提供、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」及び「参加支援事業」の事業者と連携を図るとともに、医療や福祉サービス等の支援を行います。

また、ひきこもりに関する理解を深めることや家族同士の交流の機会の提供等について、関係機関と連携しながら引き続き取り組みます。

6 重層的支援体制整備事業の実施内容

(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

「会津若松市版地域包括ケアシステム」の構築のため、『第2期地域福祉計画』に位置付けた相談・支援体制の充実した地域づくりを目指して包括的相談支援事業に取り組みます。

包括的相談事業においては、介護、障がい、子育て、生活困窮の各分野の包括的相談支援実施者が、相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決に向けた支援を行います。

また、相談支援実施者のみでは対応が難しい場合には、他の支援機関等と連携を図りながら対応するほか、多機関協働事業者（市地域福祉課）につなぎます。

〈国が求める包括的相談支援事業〉

- ▶ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。
- ▶ 支援機関のネットワークで対応する。
- ▶ 複雑化・複合化した地域生活課題については適切に多機関協働事業につなぐ。

ア 地域包括支援センター運営事業（介護）

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプラン作成等の支援を行います。

名 称	所 在 地
若松第1地域包括支援センター	東千石一丁目2番13号 (医療生協診療所内)
若松第2地域包括支援センター	本町1番1号 (山鹿クリニック内)
若松第3地域包括支援センター	門田町大字黒岩字五百山丙459番地の3 (会津長寿園内)
若松第4地域包括支援センター	神指町大字北四合字伊丹堂55番地の1 (会津みどりホーム内)
若松第5地域包括支援センター	一箕町大字松長字下長原152番地 (枝雪零苑内)
北会津地域包括支援センター	北会津町東小松字南古川12番地 (美野里内)
河東地域包括支援センター	河東町郡山字中子山22番地 (桜河苑内)

イ 相談支援事業（障がい）

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言等の支援を行うとともに、障がい者虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整等、対象者の権利擁護を目的とした支援を行います。

名 称	所 在 地
障がい者総合相談窓口 (基幹相談支援センター)	一箕町大字鶴賀字下柳原 88 番地の 4 (パオパオ内)
第 1 地域障がい者相談窓口	白虎一丁目 4 番地の 1 (一花内)
第 2 地域障がい者相談窓口	本町 1 番 1 号 (山鹿クリニック内)
第 3 地域障がい者相談窓口	門田町大字日吉字笹籬田 19 番地 (グループホーム希星内)
第 5 地域障がい者相談窓口	一箕町大字鶴賀字村東 9 番地の 1 (コパン・クラージュ内)
北会津地域障がい者相談窓口	北会津町東小松 2335 番地 (会津西病院メンタルケア棟内)

ウ 利用者支援事業（子育て）

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、できる限り妊産婦、こどもや保護者の意見や希望を踏まえて関係機関のコーディネートを行い、必要なサービスにつなげていきます。

また、妊娠、出産からの母子保健と子育て期の児童福祉の両機能を一体的に行い、切れ目のない相談支援に取り組みます。

名 称	所 在 地
こども家庭センター	東栄町 3 番 46 号（※）

※ 令和 7 年 5 月の新庁舎業務開始までは、栄町 5 番 17 号（栄町第二庁舎内）

エ 自立相談支援事業（生活困窮）

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、生活に困窮される方が抱える複雑化・複合化した地域生活課題に対して、本人や家族、関係者からの相談に応じて、必要な情報提供及び助言並びに関係機関とコーディネートを行うとともに、支援の計画の作成等を行うなど自立の促進を図ります。

また、自立就労支援員による就労支援、家計改善支援員による家計の立て直しの支援や関係機関とのネットワークづくりに取り組みます。

名 称	所 在 地
生活サポート相談窓口	東栄町 3 番 46 号（※）

※ 令和 7 年 5 月の新庁舎業務開始までは、栄町 5 番 17 号（栄町第二庁舎内）

（2）地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

「会津若松市版地域包括ケアシステム」の構築のため、『第 2 期地域福祉計画』に位置付けた住民参画による地域づくりを目標として、血縁、地縁、社縁などの共同体機能が脆弱化するなか、人と人、人と居場所がつながり支え合う取組の環境が醸成されるよう、広く地域住民との関りや地域における交流の場や居場所の確保を進め、地域社会からの孤立を防ぎます。

〈国が求める地域づくり事業〉

- ▶ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。
- ▶ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。
- ▶ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。

ア 地域介護予防活動支援事業（介護）

介護保険法に基づいて実施する介護予防教室に加えて、地域サロンや老人クラブ等の地域住民主体の通いの場にリハビリテーション専門職等を講師として派遣し、いきいき百歳体操の指導や体力測定などを行い、参加者が継続して介護予防に取り組む意欲の向上を図ります。

また、地域における介護予防の場となる地域サロン等の設立やその運営を支援するとともに、市民サポーターの育成を図ります。

イ 生活支援体制整備事業（介護）

介護保険法に基づき、単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症の高齢者が増加するなかにあって、NPO、社会福祉法人、町内会、民生委員・児童委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に図ります。その一つとして、生活支援コーディネーターを全市と7地区に配置し、生活支援に関する支え合い活動等の充実を目指します。

ウ 地域活動支援センター機能強化事業（障がい）

障害者総合支援法に基づき、通いで創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行い地域生活支援の促進を図ります。

名 称	所 在 地
地域活動支援センタージョイ	中央一丁目5番27号

エ 地域子育て支援拠点事業（子育て）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、少子化や核家族の進行、地域社会の変化など、子育てを取り巻く環境が変化するなかで、子育ての孤独感や不安感に対応するため、地域において、子育て親子の交流を促進する拠点を設置するなど、地域の子育て機能の充実、子育て中の不安解消、子どもの健やかな育ちを支援します。

名 称	所 在 地
若松第一保育園	日新町16番36号
若松第三保育園	城前9番6号
のぞみ保育園	中町3番20号
つるが保育園	居合町8番48号
会津報徳保育園	材木町一丁目3番15号
門田報徳保育園（※1）	門田町大字中野字屋敷191番地の3
面川報徳保育園	門田町大字面川字館堀74番地

すくすく園	東千石二丁目4番15号
中央保育所（※2）	花春町2番1号
広田保育所（※2）	河東町広田字横堀15番地
みなみ若葉こども園	門田町大字日吉字小金井63番地
認定こども園会津若葉幼稚園	湯川町3番74号
菅原若葉こども園	柳原町四丁目5番20号
会津慈光こども園	宝町2番16号
慈光第二こども園	東年貢二丁目7番3号
認定こども園子どもの森	一箕町大字亀賀字北柳原42番地の1
認定こども園榎（えのき）の木	千石町8番16号
認定こども園北会津こどもの村幼保園	北会津町中荒井字山道4番地の1
認定こども園若松第一幼稚園	中央一丁目1番5号
認定こども園若松第二幼稚園星の子ランド	日新町8番26号
認定こども園若松第三幼稚園	湯川町3番53号
認定こども園こぼとらんど	町北町大字上荒久字田石尻107番地
とうみょう子ども園	大町二丁目1番45号
南町こども園	南花畑2番7号
どんぐり山こども園	門田町大字黒岩字大坪68番地の1
ザベリオ学園こども園	西栄町1番52号
やまがみらいこども園	山鹿町4番37号
あいづ博愛こども園	本町8番40号
こぼうしこども園	滝沢町4番26号
若松聖愛幼稚園	馬場町3番8号
アイアイプラス	一箕町大字亀賀字北柳原45番地の1
木育広場もくれん	町北町大字上荒久田字石尻216番地
リトルスターこども園	インター西68番地

※1は休止中、※2は直営

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮）

『第2期地域福祉計画』を踏まえ、地域の福祉ニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況などの把握に努めます。地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における住民同士が出会い参加できる場や居場所の確保をはじめ、多様な活躍の機会と役割を生み出せるよう支援に取り組みます。

また、地域福祉を考えるフォーラムの開催等を通じて地域の中での理解が深まるよう取り組みます。

（３）多機関協働事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号）

多機関協働事業者は、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズのある事例の調整役を担い、関係する支援機関の役割分担や方向性を定め、支援プランの策定などの取組を進めます。また、支援の進捗状況を把握し、必要に応じて相談支援機関に助言を行うなど、包括的な支援体制を構築できるよう支援します。

加えて、地域共生社会の理念や意識を高めるため、研修会を実施するなど人材育成にも努めます。

なお、支援プランの作成は多機関協働事業と一体的に実施します。

〈国が求める多機関協働事業〉

- ▶ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する。
- ▶ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。
- ▶ 支援機関等の役割分担を図る。

（４）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）：委託

複雑化・複合化した地域生活課題を抱えながらも支援が届いていない方や潜在的なニーズを抱える方に関する情報を把握し、本人に対して丁寧な働きかけを行い信頼関係の構築を目指します。

また、長期にわたりひきこもりの状態にある場合など、本人との信頼関係の構築を図ることが難しい場合、時間を要することも見込まれることから、支援会議での情報共有を図り支援に努めます。

〈国が求めるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業〉

- ▶ 支援が届いていない方に支援を届ける。
- ▶ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける。
- ▶ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。

（５）参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）：一部委託

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行うとともに、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくります。

加えて、本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをします。受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っている場合にはサポートをします。

なお、支援にあたっては、重層的支援会議を開催して支援プランを策定します。

〈国が求める参加支援事業〉

- ▶ 社会とのつながりを作るための支援を行う。
- ▶ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。
- ▶ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。

7 各種会議

(1) 重層的支援会議

多機関協働事業者が主催し、会津若松市重層的支援会議設置要綱に基づいて開催します。

重層的支援会議では、地域福祉課に配置した包括化支援員がコーディネーターとなり、本人から同意が得られたケースについて、支援プランの適切性の協議、支援の方向性の共有、各支援機関の役割分担、支援プラン終結時の評価等を行います。

なお、この会議は複雑化・複合化した地域生活課題に対する相談や支援を目的としており、相談内容等により医療や法律的な支援や助言が求められるときは専門的な立場から参加をいただきます。

これまでの重層的支援体制整備事業移行準備事業（令和6年度）において、本人が相談を寄せた支援機関や利用している事業所、通院する病院、学校、相談窓口、民生委員・児童委員、警察署等の関係者が重層的支援会議に出席し、課題の整理を行いながら、専門的かつ多角的な視点から様々な支援を実施しています。（※）

※ 想定されるケース事例

世帯構成	課題等	支援等
本人（40代） 両親（80代） 子（20代）	世帯：生活困窮、屋内の衛生状態が悪い 本人：障がい疑われるが、支援機関につながらず受診もなし 親への暴言、支援機関への過度の苦情 両親：要介護状態だが介護サービス利用無し 子：障がいがあり就労継続せず	・障がい者支援機関へのつなぎ ・医療機関への受診勧奨 ・介護サービス利用支援 ・就労支援 など
本人（60代） 子（30代）	世帯：生活困窮、転居の必要あり 本人：体調不良だが、医療機関の受診無し 子：無職無収入 精神疾患があり、親への暴言や経済的虐待あり	・生活サポート相談窓口の支援 ・医療機関への受診勧奨 ・金銭管理の支援 ・居住の確保 など

(2) 支援会議

相談者に係る個人情報等を関係する支援機関等が共有する際には、相談者本人の同意を得ながら行うことが原則となります。しかしながら、本人の同意が得られない場合であっても情報共有が必要と考えられる事案や、早期に支援体制の検討を進める必要があると考えられる事例が少なくありません。

自ら支援を求めることが困難な方や支援が必要な状況にあるにも関わらず、支援が届いていない方へ支援を行うために、法第106条の6の規定に基づいて、支援会議の構成員に対する守秘義務を設け、相談者や世帯の情報共有を可能とし、支援体制の検討を迅速かつ円滑に行えるよう必要に応じて支援会議を開催します。

(3) 重層的支援体制整備事業推進会議

重層的支援体制整備事業について、進捗状況や方向性の確認、事業の評価を行うとともに、課題の解決に向けて事業を推進するためPDCAサイクルを実施します。

また、令和8年度以降の実施計画のあり方を検討するため、重層的支援体制整備事業推進会議を開催します。会議の構成委員としては、相談支援機関の代表者等を想定しています。